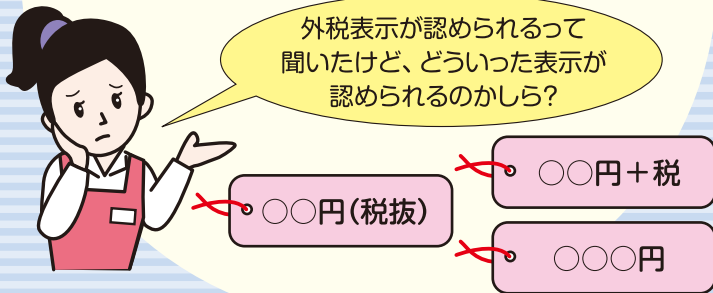
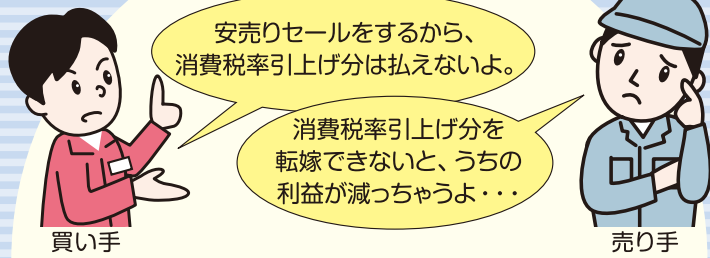


# 商工会議所からのお知らせ

## 平成26年4月から 消費税率が **8%** に!

消費税率引上げ対策は  
できていますか?

### 消費税転嫁対策特別措置法



### 駆け込み需要・反動減対策



### 経理処理



### 資金繰り対策



**消費税率引上げに向けて、早めの対策が重要です！  
まずは商工会議所にご相談ください！！**

※相談は無料です。また秘密は厳守いたしますので早めの相談をお待ちしております。

# 消費税率引上げ対策チェックリスト



今回の消費税率引上げに際し、価格転嫁ができなければ、利益の減少等経営に大きな影響を及ぼします。以下のチェックリストをご確認のうえ、早めに転嫁対策を行いましょ

## □ 買ったときなど不当な値下げ要求は受けていませんか？

## □ 値札(価格表示)の対策はお済みですか？

⇒平成25年10月1日から、「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されています。消費税の円滑かつ適正な転嫁のために、以下の4つの特別措置を活用しましょう。

- ①消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置（減額・買ったときの禁止等）
- ②消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置（いわゆる「消費税還元セール」の禁止等）
- ③価格の表示（外税表示、税抜価格の強調表示）に関する特別措置
- ④消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁・表示カルテル）に関する特別措置

※詳しくは、商工会議所にて配布しております「消費税率引上げ対策早わかりハンドブック」をご参照ください。

※中小企業庁「消費税転嫁対策室」においても、消費税転嫁に関するご相談を受け付けております。電話番号：03-3501-1502、1503（通話料がかかります）

## □ 駆け込み需要およびその反動減に対する準備はできていますか？

⇒消費税率引上げの直前に注文が集中する場合に備えて、在庫や配送の確認を行いましょう。また、4月以降に想定される反動減への対策（販売計画の策定等）も検討しましょう。

## □ 経理処理について準備はできていますか？

⇒税率引上げ後は複数の税率が混在します。適用税率などで現場に混乱が生じないように、今のうちから社内での売上計上基準等のルールを統一し、従業員や取引先などに事前の周知や確認をしておきましょう。また、レジや会計システム、請求書や見積書等の税率変更の準備もしておきましょう。

## □ 資金繰り対策はできていますか？

⇒仕入額が多い企業は仕入れコストがどれくらい増えるのか見積もっておきましょう。また、消費税率が引上げられれば、税抜売上高や利益が変わらない場合、単純計算で、消費税の納税額は1.6倍になります。計画的に納税資金を確保しましょう。

## □ 税率引上げに対応した価格設定を考えていますか？

⇒すべての商品価格を一律に3%分引上げると、消費者の購買意欲が低下してしまう可能性があります。事業全体でメリハリをつけた価格設定を考えましょう。事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁をしていれば、「便乗値上げ」にはあたりません。また原価低減や既存商品の見直しもあわせて実施し、これを機に経営力の強化を目指しましょう。

<お問い合わせ先>